

附則

1 (約款の実施期日)

約款は、平成 28 年 1 月 6 日から実施いたします。

(実施期日)

この改定規定は、平成 28 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、平成 28 年 2 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 19 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 10 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 4 月 12 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 11 月 22 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 3 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

この期日より、附則 2 を追加いたします。

2 (消費税法の改正にともなう経過措置)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成 28 年 11 月 28 日法律第 85 号)第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法附則(平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号)第 5 条第 2 項の適用を受ける、2019 年 9 月 30 日以前から契約が継続し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金(2019 年 10 月 1 日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が 2019 年 11 月 1 日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成 28 年 11 月 28 日政令第 358 号〕第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成 26 年 9 月 30 日政令第 317 号〕第 4 条第 3 項で定める部分に限ります。)の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

(1)第 16 条の料金率については、料金表Ⅱにかかわらず、次のとおりといたします。

料金表Ⅱ

・従量メニュー

従量 B

(イ)基本料金

契約電流 10 アンペア	334.80 円
契約電流 15 アンペア	502.20 円
契約電流 20 アンペア	669.60 円
契約電流 30 アンペア	1,004.40 円
契約電流 40 アンペア	1,339.20 円
契約電流 50 アンペア	1,674.00 円
契約電流 60 アンペア	2,008.80 円

(ロ)電力量料金

最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	23.54 円
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.72 円
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.37 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	246.24 円
---------	----------

従量 C

(イ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	334.80 円
---------------------	----------

(ロ) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.54 円
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.72 円
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.37 円

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 3 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 4 月 1 日から実施します。

- ・この期日より、附則 3（定期契約の一部終了にともなう経過措置）を以下に変更いたします。

3（定期契約の一部終了にともなう経過措置）

(1) 契約者が第 1 条（適用）第 2 項イに該当し、かつ 2021 年 4 月 1 日時点で、「電力・TV パック」を契約しているお客さまは、J:COM でんき家庭用コースおよび J:COM TV サービス（再放送サービス）のいずれかが解約となるまでは、月額 677 円（税込 733 円）を割引いたします。

(2) 契約者が第1条(適用)第2項イに該当し、かつ定期契約を締結せずにJ:COMでんき家庭用コースをJ:COMサービス(J:COM TV サービス、インターネット接続サービス、J:COM PHONE プラスサービスまたはプライマリ電話サービス)と合わせて利用する場合に適用していた「電力まとめ割」(当社より請求される金額から月額100円(税込110円)を割引)について、J:COMサービスを解約されるか、契約者から電力まとめ割適用終了の申し出があるか、J:COMでんき家庭用コースの契約を第16条の2(グリーンメニュー)の契約種別へ変更されるまで適用いたします。ただし、この場合、第16条(従量メニュー)に記載の割引のうち割引表に記載の割引は適用されません。

(実施期日)

この改正規定は、2022年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025年5月15日から実施します。

なお、2025年5月14日時点までにJ:COM電力家庭用コースを契約しているお客さまについては、当社より個別にお知らせする日付より、本約款「J:COMでんき 家庭用コース契約約款」(2025年5月15日実施)を適用いたします。

契約者に生じる一切の債務は、変更後の本約款に従い引き継がれるものとします。契約者は、変更後の本約款を遵守する義務を負い、変更前の約款に基づく債務についても継続して責任を負うものとします。

(実施期日)

この改正規定は、2025年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025年10月2日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

(ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について)

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の9社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を2026年4月1日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます)

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026年4月1日付でJCOMマーケティング株式会社に変更します。

この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026年4月1日をもってJCOMマーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。